

「特定非営利活動法人 湯河原町地域作業所たんぼぼ」役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼぼの役員報酬の取り扱いについて定める。

(役員の変義)

第2条 本規程において役員とは、総会で選任された理事長および理事・監事をいう。

(改廃)

第3条 本規程の改廃は、理事長が理事会に諮って行うものとする。

第2章 報酬

(決定方法)

第4条 役員の変報酬は、総会で承認された報酬総額の変範囲内において、理事会で了承された方法により決定する。

(報酬体系)

第5条 役員の変報酬は、月額報酬により構成する。

(報酬の基準額)

第6条 月額報酬は、以下に定める額を基準とする。

代表理事(理事長) 月額5万円

但し、この報酬を支払う際は総会においてその総額の変範囲を定め、総会において上記支給の基準を決議し、その承認を得る手続きが必要となる。

(就任または退任等の変場合の変報酬の取り扱い)

第7条 計算期間の途中で新たに役員に就任した変場合、または退任・解任等の変場合の変当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1か月分を支給する。

(計算期間並びに支給日)

第8条 役員への変月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。

(附則)

本規程は、平成26年3月1日から施行する。